

1 教育、保育の国の指針



新制度の詳しい内容は

国のパンフレット「すくすくジャパン」にて

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

新制度で、幼稚園、保育所両方の役割を持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及させます。

この「認定こども園」は、就学前の子どもに幼児教育と保育を提供し、地域で子育て支援を行う機能を備え、保護者が就労状況に関わらず利用できる施設です。

(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業※いずれも2歳児までの児童を少人数で保育する事業で、民間の開設に町の認可が必要）を計画的に整備し、教育・保育の充実を図ります。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域の子育て支援のニーズを踏まえ、「放課後児童健全育成事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」「病児・病後児保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」「乳児家庭全戸訪問事業」など、13事業（※1）のサービス拡充を図ります。

以上は、消費税率の10パーセントへの引き上げ増収分のうちで、財源に充てます。

また、大きく手続きの時期や方法が変わるわけではありませんが、教育、保育施設の利用者の手続きの一部が変わります。例えば、新制度に移行する幼稚園、保育所（園）に入所申込みする場合、手続きとして新たに「保育の必要性」の認定手続き（申請）が必要になります。

2 新しい「保育の必要性」の認定制度について

(1) 「保育の必要性」の認定制度が始まります

町では、平成27年度に町内保育所（園）、公立幼稚園に入所（園）希望（継続を含む）のかた対象に、入所申込み時に新たに「保育の必要性」の認定手続き（申請）をお願いする予定です。

詳しい手続きなど、今後、秋の入所申込みの際、お知らせしますが、概要は次のとおりです。

なお、新制度に移行しない場合の私立幼稚園では、上記の認定手続きは不要です。（各園にお尋ねください）

●新たな手続きの流れ

- ① 平成 27 年度入所希望（継続含む）の方に、入所申込みの際、ご家庭の就労、子育ての状況を所定の書類に記入していただき、町に（継続の方は施設を通じて）提出をお願いする予定です。（就労証明書など、別の書類が要ることがあります。）
- ② 町は、その状況から、その方に必要な保育サービス（大きく 3 区分になります）を認定のうえ、認定証をお渡しします。
入所（園）には、この認定証が必要になります。

●従来との相違点

平成 27 年度からこの認定証の区分に準じて、町内保育所（園）、公立幼稚園で利用できる保育サービス（①幼稚園の利用、②8 時間までの保育所（園）利用、③11 時間までの保育所（園）利用のうちのいずれか）が決まります。

手続きの時期や方法が大きく変わるわけではありませんが、平成 27 年度からは、新制度に移行する幼稚園、保育所（園）では、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め、3 つの区分（1～3 号）による認定（下の表参照）を受けることや、認定を受けた場合に認定証が交付されるなど、従来の手続きとは異なる点があります。

■認定証の認定区分名

区分名	対象	利用施設
1号認定	子どもが 3～5 歳で、幼稚園などでの幼児教育を希望する場合は。	●幼稚園 ●認定こども園
2号認定	子どもが 3～5 歳で保育の必要な事由（※2）に該当し、保育所などでの保育を希望する場合は。 さらに、①8時間までの保育所（園）利用、②11時間までの保育所（園）利用に分かれます。	●保育所 ●認定こども園
3号認定	子どもが 0～2 歳で保育の必要な事由（※2）に該当し、保育所などでの保育を希望する場合は。 さらに、①8 時間までの保育所（園）利用、②11 時間までの保育所（園）利用に分かれます。	●保育所 ●認定こども園 ●地域型保育

※2 保育所入所（園）には、保育の必要な事由（就労、妊娠や出産、保護者の疾病や障害、親族の介護や看護、求職活動などのいずれか）に該当することが必要です。

(2) 新制度の幼稚園や保育所（園）の保育料（使用料）

平成27年度から、新制度に移行する幼稚園や保育所（園）の保育料（使用料）は、現在の利用者負担の水準や、保護者の所得（基本的に住民税）に応じて、今後、国が定める基準を上限に、地域の実情に応じ、各市町で定めることになっています。

3 平成 27 年度の新制度に向けた宇多津町の取組み

平成 26 年 1 月、子育て状況やニーズの把握のためアンケート調査を行いました。今後、国の指針をもとに宇多津町の子育て支援を計画的に行うため、平成 27 年度を始期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、それに基づいて必要な施設やサービスの準備を進めていきます。

上記計画の策定のため、平成 26 年 5 月 29 日、学識経験者や保護者、教育保育の関係者 13 人による第 1 回「宇多津町子ども子育て会議」を開催し、ご意見をうかがいました。



(参考)

※2 子ども・子育て支援法第 59 条に規定された以下の 13 の法定事業のことをいいます。

No.	事業	概要
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライト事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)
4	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業
5	一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護

		者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で子どもを一時的に預かる事業
6	病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業
8	妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業
10	養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業
11	利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

▼問い合わせ先

町保健福祉課（電話 49 - 8003）